

# 後回しにされがちな「人生 100 年時代」への備え。

## 「今、できることの大切さ」を見直してみませんか。

年金の大切さは、老後に近づくにつれて実感してくるもの。「人生 100 年時代」で、貯蓄も大事ですがそれだけでは万全とはいえません。貯蓄を取り崩すのではなく、終身ですっとお金を受け取れる年金こそが最も安心できる備えです。司法書士年金基金は、皆さまの「今、できること」をサポートし、大切な未来につなげていく年金制度です。

## 制度の魅力

司法書士・従業員・ご家族が加入できる、国民年金に上乘せする公的な年金制度です。ご夫婦で老後に必要な生活費(月 27 万円)と、現実に受取る国民年金(月 13 万円)との差を補うことができます。税金控除の取扱いは、全額が社会保険料控除にすることができ、さらに年金受取時は公的年金等控除も受けられます。給付の種類は、「ご存命中の年金(公的年金等控除)」・「死亡時の遺族一時金(全額非課税)」があります。また、生計を一にする従事者やご家族の掛金も全額、司法書士本人の社会保険料控除にすることができます。司法書士本人の節税効果に優れた年金制度です。

## 予定利率 1.5%(固定)の効果

【35 歳 0 月の男性が 1 口目 A 型に加入する場合】

月額 12,870 円のお支払いで、月額 20,000 円の年金が受取れます。35 歳～60 歳までの支払総額が 3,861,000 円で、65 歳～85 歳までの受取年金総額は 4,800,000 円となり、支払総額より 939,000 円も増額します(加えて社会保険料控除が適用されるため、支払負担額はさらに軽減されます)。

## 節税効果が大きな強み

【課税所得額 400 万円の方が当基金に加入し、月額 25,000 円を支払う場合】

所得税+住民税の合計で約 9 万円を軽減することができます。支払額は実質約 17,500 円(月額)で済むこととなります。※所得税・復興特別所得税の合計税率を 20.42%、住民税を 10%で計算した場合。

掛金支払時は  
社会保険料控除  
が受けられます  
【住民税・所得税を軽  
減します】

年金受給時は  
公的年金等控除  
が受けられます  
【住民税・所得税を軽  
減します】

死亡時の  
遺族一時金は  
全額非課税  
【ご遺族にかかる負担  
を軽減します】

## 司法書士国民年金基金

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4 番 37 号 司法書士会館 4 階  
TEL03-3341-2561/FAX03-3341-4130 <http://www.shihoshoshi-nenkin.tsknet.or.jp/>